

会議録

会議の名称	令和7年度第2回朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会
開催日時	令和8年1月28日（水）午後2時00分から 午後4時00分まで
開催場所	朝霞市役所 第1委員会室
出席者及び欠席者の職・氏名	<p>委員5名 高橋 直美 東洋大学 教授 橋詰 穰 三多摩法律事務所 加藤 陽子 十文字学園女子大学 教授 井上 俊輝 朝霞警察署 生活安全課生活安全・サイバー捜査係長 杉山 公子 朝霞児童相談所 虐待・相談部長</p> <p>事務局6名 福士 昌三 学校教育部長 関口 豊樹 学校教育部次長兼教育総務課長 横瀬 修克 学校教育部教育管理課長 蛭原 康平 学校教育部教育指導課課長補佐 三宅 太陽 学校教育部教育指導課指導主事 深谷 俊輔 学校教育部教育指導課指導主事</p> <p>欠席者1名 手島 牧子 学校教育部教育指導課長</p>
議題	<p>(1) 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本的な指針（案）について</p> <p>(2) その他</p>
会議資料	<p>資料1 次第</p> <p>資料2 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本的な指針（案）</p> <p>資料3 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会名簿</p>
会議録の作成方針	<p><input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした全文記録</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした要点記録</p> <p><input type="checkbox"/>要点記録</p> <p><input type="checkbox"/>電磁的記録での保管（保存年限 年）</p> <p>電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間 <input checked="" type="checkbox"/>会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月</p> <p>会議録の確認方法 担当課長による確認</p>
傍聴者の数	0人
その他の必要事項	公開

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

開会

学校教育部長あいさつ

議題（１）朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本的な指針（案）について

●前回からの修正点を説明

（深谷指導主事）

- ・ p4 基本理念：子どもの権利条約の明記を追加。
- ・ p8 発生時フロー：学校以外の相談窓口に教育委員会を追加。教育委員会に相談があった際も、対応するラインは学校と同様となる。
- ・ p16-17 学校対応：子どもの権利条約準拠の明記、聞き取りレイアウトは「一例」として柔軟運用を明示。
- ・ p19 保護者対応：被害を確認できた状況を被害を受けた児童生徒の保護者へ速やかに報告、担当者から一元的に連絡する旨を追記。
- ・ p29-31 聞き取りシート：事前・事後区分、面接者役職欄、時間表記の統一。

●委員からの意見・質問

（橋詰委員）

ここで定義されている教職員等には教育委員会の職員も含まれるという理解でよいか。事務局の立場も明確にしてほしい。

（富士学校教育部長）

指導主事等の教育委員会の職員は行政職であり、教職員等の定義には含まれないと捉えている。一方で、万が一にも教育委員会の職員が加害に関与した場合は、児童生徒への心理的ケア等の対応については、本指針で定めたとおりに対応していくこととなる。

（高橋会長）

学校以外の相談窓口（教育委員会含む）から学校に連絡する際は、学校の責任者である校長に限定して連絡する旨を明確にしてほしい。

（加藤委員）

校長が加害者となる可能性もゼロではないと思うが、その点はどうするのか。

（富士学校教育部長）

通常であれば、学校の窓口は校長となる。管理職によるわいせつ事案が発生した場合は、他の管理職が対応していくことになる。

（加藤委員）

学校以外の相談窓口はあるのか。

（深谷指導主事）

朝霞市子ども相談室がある。また、市長部局においても「こども・ほっとそうだん」が設置されている。

(高橋会長)

埼玉県教育委員会から出されたSOSカードも記載してほしい。

(深谷指導主事)

12・13ページの「児童生徒からの声を上げる」で記載するようにしたい。

(加藤委員)

20ページの加害者と被害児童生徒を「遠ざける」という表現はどうか。

(橋詰委員)

「接触させない」といった言葉が妥当ではないか。

(橋詰委員)

体育の補助等の場合はどうなるのか、記載はあるか。

(深谷指導主事)

6ページの④で、正当な業務上の行為については、必要な範囲・態様にとどまる範囲に限りにおいて、対象とならない旨を記載している。

(橋詰委員)

事案の軽重の判断は、誰が行うのか。

(富士学校教育部長)

教職員の懲戒に係る判断や処分は、事例・判例等を参考に最終的に決定されるため、軽重の判断についての文言化については慎重を期したい。

(橋詰委員)

被害を受けた児童生徒等からのヒアリングについて、保護者の同意を得るとあるが、2週間先でないと難しいとなった場合など、どのように想定しているのか。

(加藤委員)

スクールカウンセラーの経験から、子供というのは記憶が変わりやすいから、できるだけ早く聞き取りたいため許可してもらえるか、といった聞き方をするのはではないか。

(富士学校教育部長)

緊急性のある場合には、学校も保護者と対話を重ねて、なるべく早く対応できるようにしていく。

(加藤委員)

臨時保護者会の開催とあるが、どの程度の情報を公表することになるのか。

(富士学校教育部長)

被害児童生徒を守るという観点から、公表については制限をかけることとなる。事案の状況に応じてという文言も入れているところである。

(橋詰委員)

28ページ、2行目の体罰と同様という表記があるが、体罰と性被害と同様なのかどうか。類似する部分があるなどの表記でいいのではないか。

(深谷指導主事)

反映させていただく。

(橋詰委員)

聞き取りシート、チェック項目について、聞き取りの事前と事後が整理されていないようである。

(深谷指導主事)

整理した形で修正させていただく。

(橋詰委員)

確認だが、朝霞市の教職員が他市の児童生徒について加害を行った場合はどうするのか、他市の児童生徒が、朝霞市の教職員から加害を受けた場合はどうするのか、整理されているのか。

(富士学校教育部長)

本指針は、原則として市内の小・中学校に勤める教職員と市内の小・中学校の児童生徒を想定している。委員がご指摘の場合は、先方の市町村教育委員会と連携して対応していく形となる。

(橋詰委員)

加害とみられるという表現は、推定無罪の原則からすると、ちょっと強い表現になるのではないか。加害が疑われるという表現がよいのではないか。

(杉山委員)

児童相談所においても、虐待が疑われるためといった表現になる。

(井上委員)

警察は、被疑者という表現になるかと思う。

(高橋会長)

加害が疑われるという表現で修正を。

(橋詰委員)

被害児童生徒、被害を受けた児童生徒など、表記にぶれがある。整合性を取った方がよい。

●事務局から連絡事項

閉会